

平成27年度在宅医療の勉強会

在宅における訪問歯科診療の実際

平成27年11月19日

20:00～

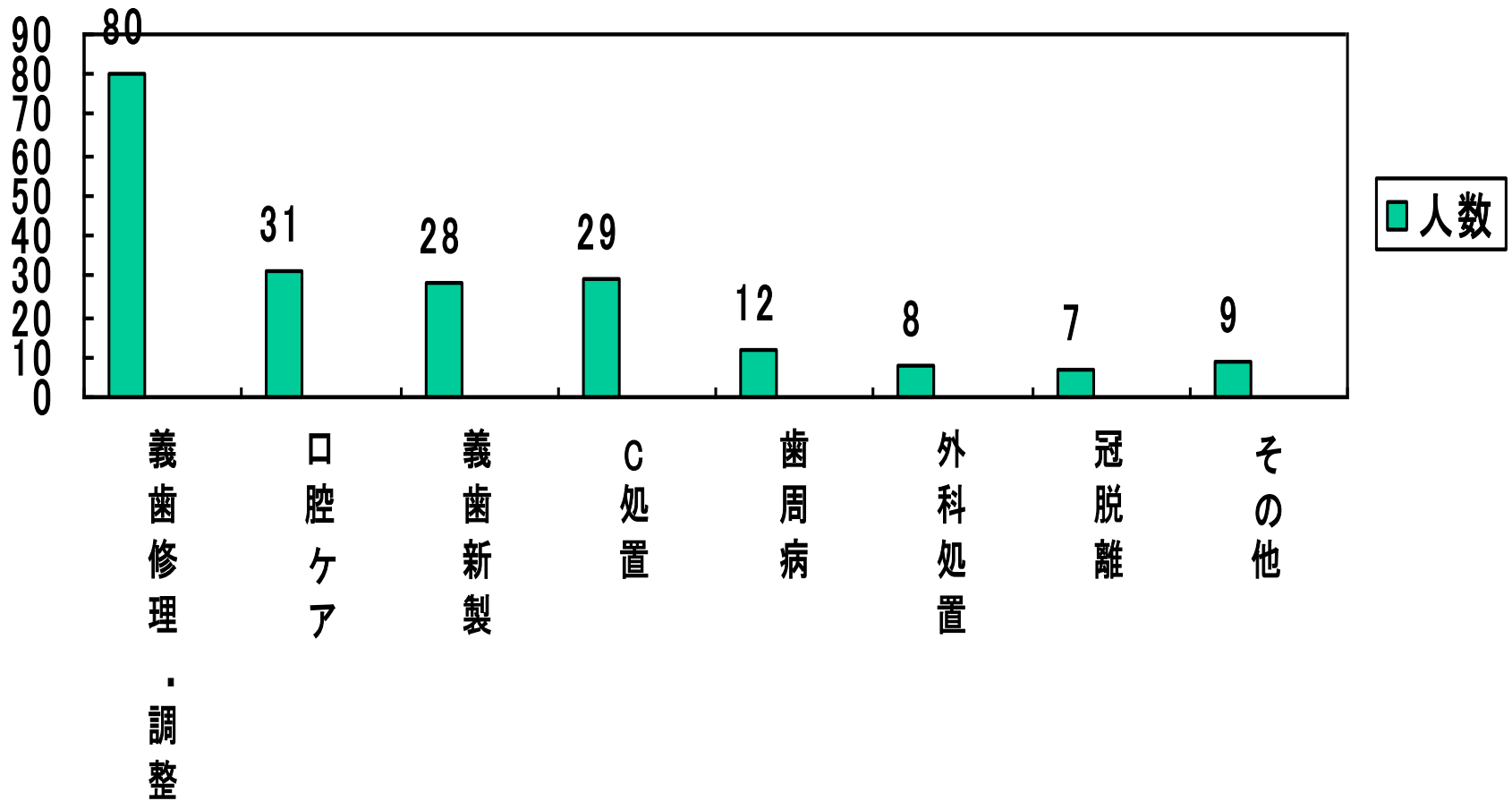
江南厚生病院2階講堂

歯科訪問診療を行うにあたって

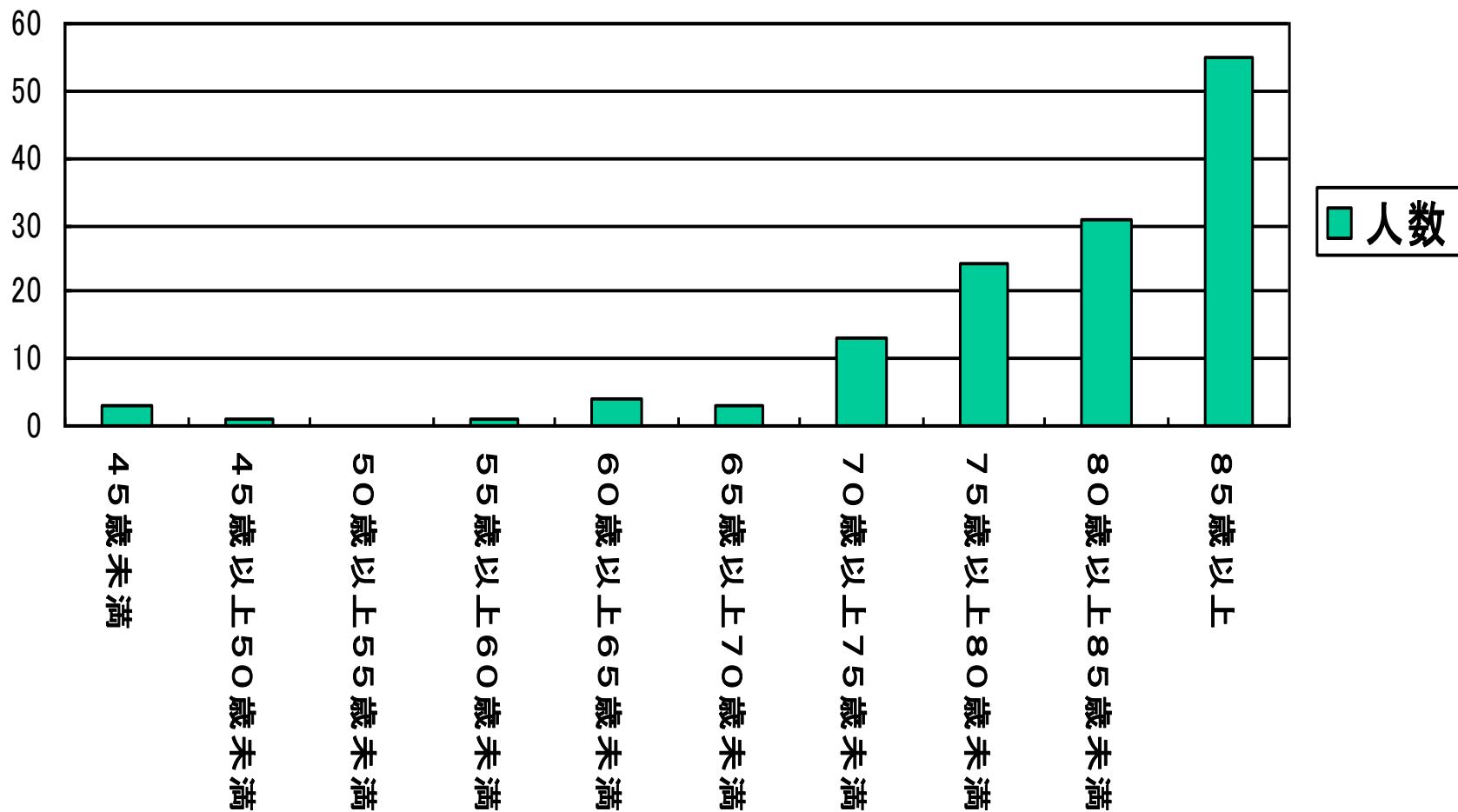
日本歯科医学会
「歯科訪問診療における基本的考え方」より

- 歯科訪問診療は、在宅等において療養をおこなっており、疾病、傷病のため通院による歯科治療が困難な患者を対象とし、療養中の患者の在宅等から屋外等への移動を伴わない屋内で診療を行った場合に限る。
- 患者の求めに応じた場合に限る。
- 通院が容易なものに対して安易に行ってはならない。
- 保険医療機関の所在地と訪問先の所在地との距離が16 kmを超える場合歯科診療に係る一連の費用は算定しない。
- デイサービス、通所リハビリテーション(デイケア)、短期入所療養介護(ショートケア)に通所、入所している患者や、歯科口腔外科等のある病院等への歯科訪問診療は認められない。

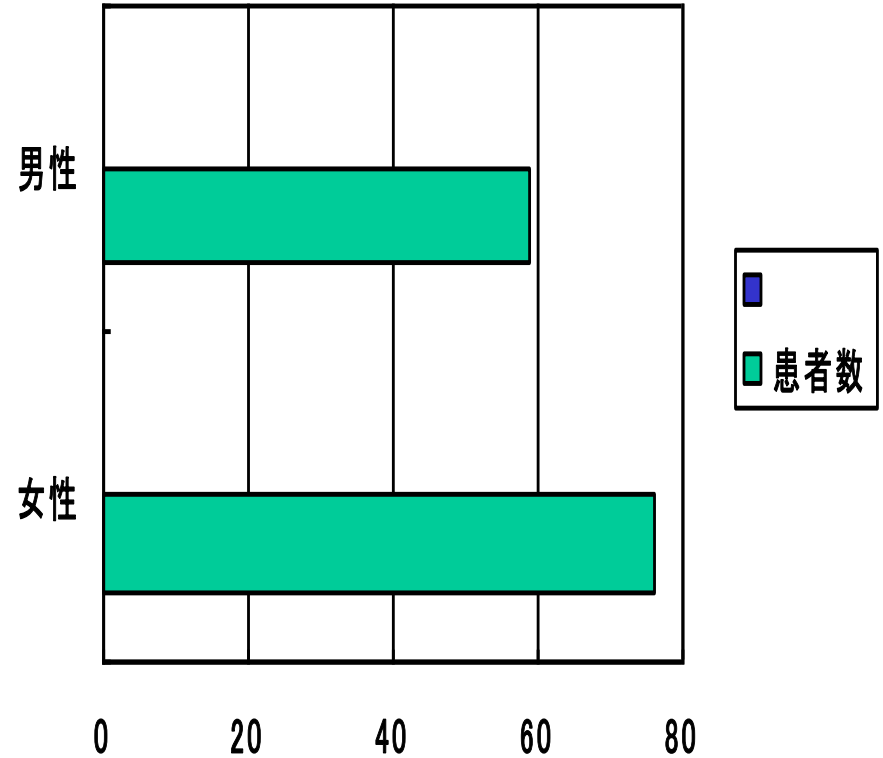
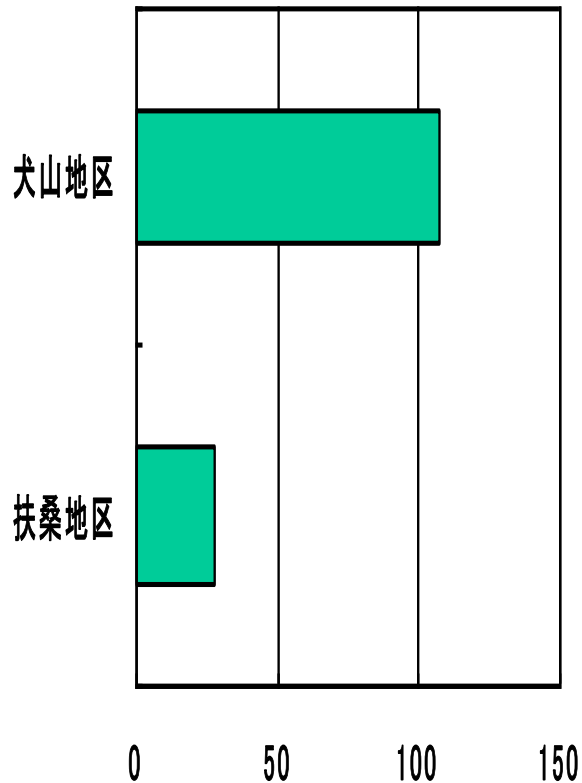
平成26年度歯科訪問診療頻度表



平成26年度歯科訪問診療年齢別頻度表



平成26年度訪問歯科治療 地区別・性別頻度表



歯科訪問診療で加算される費用

(訪問診療において初診再診料はありません)

提示する金額に自己負担割合をかけていただいた金額が自己負担金額になります。

- 診療時間20分以上の場合

歯科訪問診療料

同一建築物居住者以外の場合 8660円

在宅かかりつけ歯科診療所加算(居宅に限る) 1000円

同一建築物居住者2名から9名の場合 2830円

同一建築物居住者10名以上の場合 1430円

- 診療時間20分以下の場合

歯科訪問診療料1430円

- 歯科訪問診療補助加算

(在宅療養支援歯科診療所の歯科衛生士が同行し補助を行った場合)

同一建物居住者以外1100円

同一建物居住者 450円

在宅患者等急性歯科疾患対応加算

- 同一建物居住者以外 1700円
- 同一建物居住者 550円

介護保険利用者

- 介護予防居宅療養管理指導費
 歯科医師によるもの
 - 同一建物居住者以外 5030円
 - 同一建物居住者 4520円
- 介護予防居宅療養管理指導費
 歯科衛生士等によるもの
 - 同一建物居住者以外 3520円
 - 同一建物居住者 3020円

介護保険利用がない方
施設(特養・老健・歯科のない病院)利用者

- 歯科疾患在宅療養管理料
在宅療養支援歯科診療所の場合1400円
口腔機能管理加算 500円
在宅療養支援歯科診療所以外の場合
1300円
- 訪問歯科衛生指導料3600円・1200円

- 処置・手術・歯冠修復、欠損補綴は、歯科診療所で行う金額と同じです。
- ただし、著しく歯科診療が困難な方は、規定に基づき加算される場合があります。

訪問歯科診療における歯科衛生士の役割

- 歯科衛生士が家庭を訪問する機会は、歯科医師の訪問補助として訪問する場合。
- 歯科衛生士が単独訪問する場合があります。
- 主治医の歯科医師の指導の下訪問指導・診療を行う。
- 歯科診療において治療にとどまらず治療の効果を確実なものとするための保健指導が必要であり、歯科衛生士が担当する。
- 介護者にブラッシングの大切さ、義歯性口内炎、カンジダ性肺炎の予防のためにも義歯の清掃の重要であることを説明し、食事をおいしくとることが介護者にとっても最高のつくし甲斐であることなど、励みとなる言葉で温かく指導する。

歯科衛生士の依頼方法

- 歯科医師の指導の下、歯科衛生士の指導・治療が行われます。
- 主治医の歯科医師・歯科衛生士と介護者・ケアマネジャーと情報交換をしながら必要であれば出動できます。

尾北歯科医師会 在宅訪問歯科診療の流れ



尾北歯科医師会では、在宅医療にスムーズに連携できるよう
訪問歯科診療窓口を設けております。
是非、ご利用くださいますよう、よろしく願いいたします。

一般社団法人
尾北歯科医師会 在宅委員会

訪問歯科診療依頼書

宛先:尾北歯科医師会
訪問歯科診療窓口

江南地区窓口:すずき歯科

TEL0587-81-5234

FAX0587-81-5235

岩倉地区窓口:いわくら駅前歯科

TEL0587-66-8118

FAX0587-66-8228

大口地区窓口:オーシマ歯科

TEL0587-95-6166

FAX0587-95-6174

※ 依頼は各地区担当へ FAXにてお申し込みください

平成 年 月 日

ご依頼元 事業所 _____
氏名 _____
役職 _____
電話 _____

患者様名 _____ 男・女 _____ 歳

患者様住所 _____ TEL _____

主たる介護者 名前 _____ TEL _____

要介護状態となった疾患名

- | | | | |
|---------|--------|-----------------|---------|
| 1.脳血管障害 | 2.心疾患 | 3.骨関節疾患 | 4.リウマチ |
| 5.老衰 | 6.認知症 | 7.感覚器障害(盲・聾・難聴) | |
| 8.肢体不自由 | 9.知的障害 | 10.てんかん | 11.情緒障害 |
| 12.自閉症 | 13.腫瘍 | 14.その他() | |

ご依頼内容

該当箇所にチェックを入れてください

- | | | |
|------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 歯が痛い | <input type="checkbox"/> 歯が動く | <input type="checkbox"/> 噛めない・食べれない |
| <input type="checkbox"/> 歯ぐきの腫れ・出血 | <input type="checkbox"/> 舌の痛み | <input type="checkbox"/> 口の中に傷がある |
| <input type="checkbox"/> むせる | <input type="checkbox"/> 呑み込みが悪い | <input type="checkbox"/> 開口障害がある |
| <input type="checkbox"/> 口が汚れている | <input type="checkbox"/> 口臭がきつい | <input type="checkbox"/> 口腔ケア・口腔清掃してほしい |
| <input type="checkbox"/> 入れ歯が合わない | | |
| <input type="checkbox"/> その他() | | |

特記事項

お願い かかりつけ歯科医がございましたらお知らせください

訪問歯科診療の依頼窓口

- 基本は、**かかりつけ歯科医師にご相談ください。**
- かかりつけ歯科医師がない、かかりつけ歯科医師が訪問歯科診療を行わない場合以下の窓口にFAXでご連絡ください。
- 犬山地区・・・キトウ歯科医院
FAX0568(62)9730
- 扶桑地区・・・大藪歯科医院
FAX0587(93)9815

訪 問 歯 科 診 療 申 込 書

平成 年 月 日

一般社団法人犬山扶桑歯科医師会
訪問歯科診療担当者様

紹介者

事業所名 _____

担当者名 _____

次の方の訪問歯科診療をお願いいたします。

氏名				性別	男・女
生年月日	T・S・H	年	月	日	(年齢 歳)
住所	〒				
電話・FAX	電話	()	FAX	()	
かかりつけ病 医院名					
どのような症 状ですか	義歯が合わな い	歯が痛い	歯肉が痛い、 腫れた、出血 する	その他	
現在の主なご 病気はなんで すか	脳梗塞・脳出 血 後遺症	認知症	高血圧症	その他	
その他					

犬山地区 キトウ歯科医院 FAX 0568-62-9730

扶桑地区 大藪歯科医院 FAX 0587-93-9815

歯科診療の実際

- 患者氏名 村 久様
- 生年月日 昭和8年4月1日82歳
- 介護保険 要介護度3
- 奥様(要支援2)と2人暮らし
- デイサービスを利用
- 既往歴 平成22年2月入浴中脳出血にて
- 救急搬送
- 後遺症 左側片麻痺
- 大工をされていて右側第二指第1関節部より切断
-

歯科既往

- 以前より当歯科医院には通院をしていただいていた。
- 入院後しばらく途絶えましたが奥様より往診の依頼があり往診を開始しました。
- 以前より口腔内の清掃はよくされていましてので口腔清掃はある程度できていました。義歯もよく使用されしばらくは定期健診で診させていただきました。

- 以前より歯周病の悪かったところが悪化したり、歯冠破折をしたりし抜歯を行いました。
- 平成26年8月に左側上顎第1大臼歯の抜歯を行い、ブリッジを行いました。
- 今回ビデオでは、右側下顎第2大臼歯の歯牙破折により抜歯を行い、義歯の修理をしました。

他業種の方との連携

- 抜歯等治療に入る前には、主治医の先生より情報を得てから行いました。
- ケアマネージャの方には、いろいろと歯磨きの依頼をし、デイケアでの歯磨きの注意をしていただきました。
- 奥様にも、治療に際し、口腔ケアに際し体が不自由にもかかわらず頑張っていたいただきました。

舌苔(ゼツタイ)について

正常な舌の表面には、舌乳頭がり多少の汚れはつきやすい状態 ですが、食事や会話などに機能運動により自然と汚れが落ち、唾液により流されるという自浄作用により過剰な汚れの沈着や最近の繁殖がみられないのが一般的です。

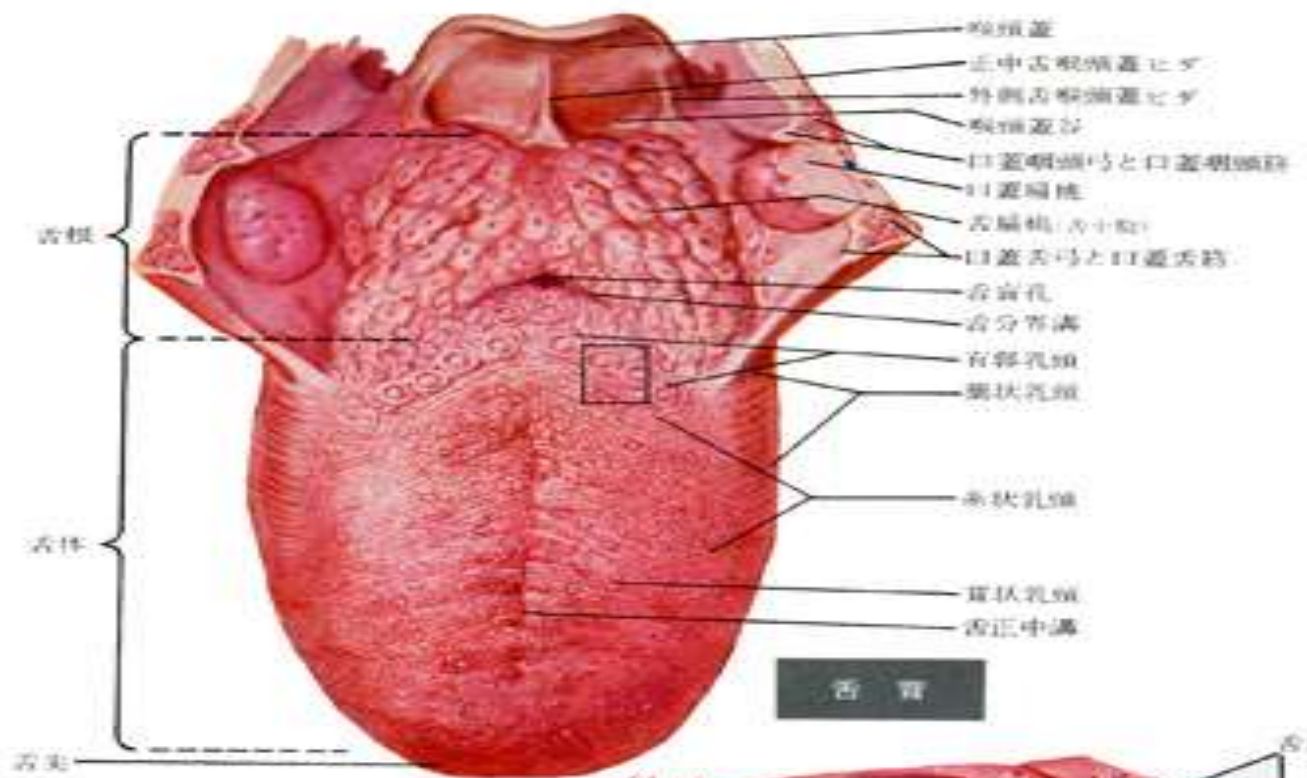
- 色の種類・・・白色や茶色、黒色などに見えることがあります。
- 色の付着範囲・・・舌全体であったり、部分的であったり斑であったり様々です。
- 成因・・・一般的には、上部消化管の吸収障害や、舌機能低下見られたりすると舌乳頭の先に角化上皮が増殖し、舌乳頭が白く長く見えるようになり、汚れがたまりやすくなり、細菌や、カンジダ菌などが増殖しやすくなりやすい環境になります。舌の機能的運動低下、唾液分泌量の低下などにより自浄作用が低下して舌苔の体積や口臭につながります。

舌苔の除去の方法

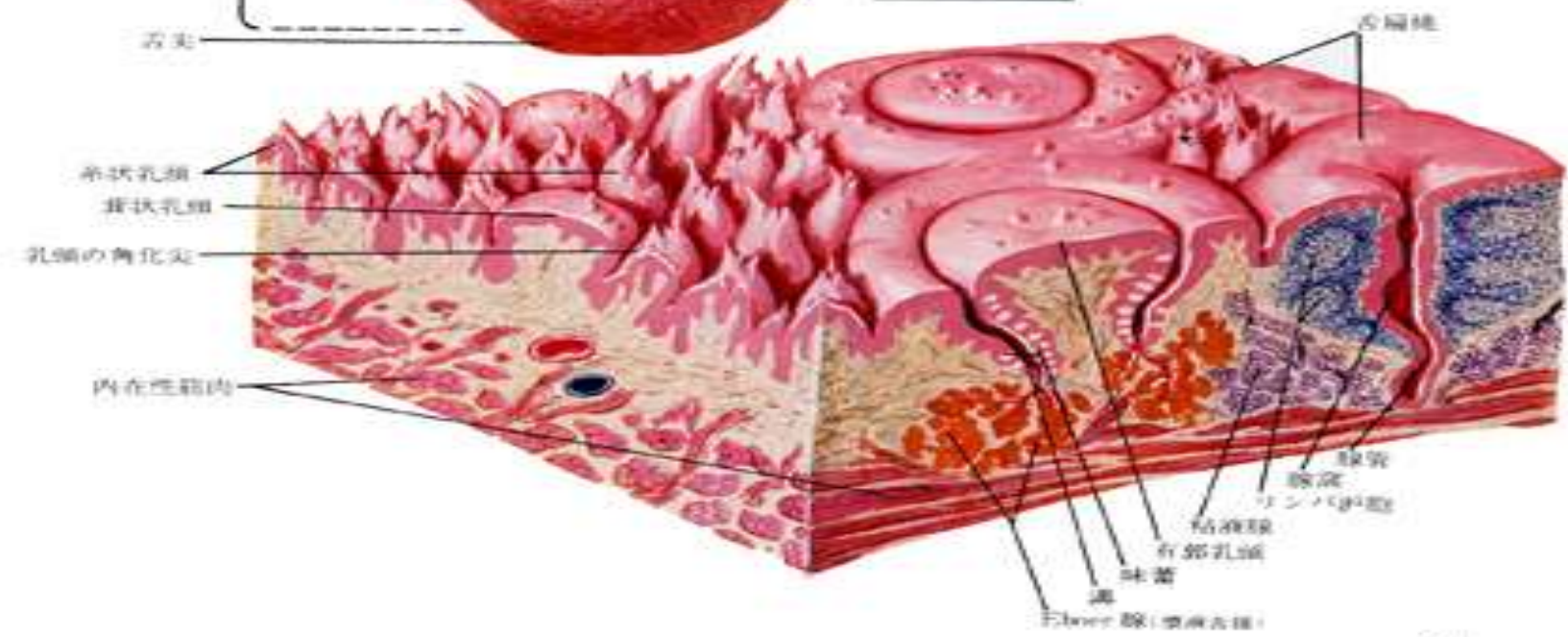
- 舌表面を 舌ブラシなどの専用のケア用品でブラッシングする。
- 1回ですべての舌苔を除去するような気持ちでケアを行ってはいけません。
- 1日に1回ないし2回程度10回前後ブラッシングしてください。
- 舌機能が低下している場合は、舌乳頭が角化して白く見えることが多くみられるのでケアのしすぎに注意してください。
- 舌の奥から手前に向かってブラッシングをしてください。
- 汚れが乾燥し硬く舌表面に付着している場合は、保湿剤を用いて十分軟化してから除去をすること。

舌苔を除去する時注意してみてください。

- 抗菌薬の長期服用時・喫煙習慣の場合に黒ぽくなったり、茶色、黄色になったりします。
- 舌表面がツルンとした赤い色に見えたりする場合。正常時舌表面は、舌乳頭がありブツブツがみられます。
- 斑に白色や灰色などに見える白板症という前がん病変の場合もあります。
- 出来れば一度専門医に診てもらってください。



舌 胃



正常な舌



白板症

